

新憲法草案国民投票：周知徹底よりも違反摘発

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

教授 玉田 芳史

1 はじめに

2016年8月7日に新憲法草案への賛否を問う国民投票が実施される。「国民に草案の周知徹底を図ることよりも違反の摘発が優先されているのではないかと思われる」とバンコク・ポストの論説委員が7月14日に書いたほど、有権者は自由な討論を許されないまま投票日を迎えようとしている。国民に十分な情報を提供し十分な議論を許すと、反対票が増えると予想されるような国民軽視の草案ということであろう。

2 主たる問題点

2-1 憲法草案の内容

最初に、草案の問題点について改めて振り返っておこう。1つは権利や自由である。反対派は、有権者に身近な点を取り上げて草案を批判した。たとえば、プアタイ党の元閣僚チャートゥロンは、医療、教育、農産物価格の3点について問題を指摘した。第1に、医療サービスについては、2007年憲法では誰もが「平等」に受けられると定められていた。ところが、ミーチャイ草案では、「平等に」という語句が削除された。このため、30パーツ医療制度が改悪される可能性がある。第2に、12年間の無償教育という点では違いがないものの、ミーチャイ草案では「中学3年まで」という限定が追加された。高校3年までが対象とされる現状よりも、短縮される可能性がある。第3に、農民支援については、2007年憲法には「農作物が最高価格になるように支援する」と書かれていたものの、ミーチャイ草案では貧農への土地再配分以外は自助努力が促されている。このため、従来の政権が行ってきた価格保証、買い支え、質入れといった方法を用いることができなくなる可能性がある。

しかし、もっと重要なのは、非民主的な政治体制が樹立されようとしている点である。憲法草案本文では、(1) 過半数を制するような政党の登場を阻止する選挙制度を導入し、連立政権の可能性を高めた上で、(2) 非民選議員にも首相就任の可能性を認める。草案末尾の経過規定（公布施行後5年間有効）では(3) 上院の定員を200名から250名へ増やす、(4) NCPO（クーデタ評議会）が上院議員を任命する。さらに国民投票の付加質問で(5) 当初の5年間は上院議員にも首相選出での投票権を認める、といった点である。こうした軍隊に有利な規定のもとで登場した政権は、憲法が定める20年戦略や基本政策の拘束を受け、さらに上院、裁判所、独立機関といった

非民選機関からのチェックを受ける。一言でいえば、政権の自由度が非常に制限される。しかも、この憲法は改正が非常に難しい。ミーチャイ草案は、軍隊が政治力を温存するための憲法、ないしは民主主義の程度を下げるための脱民主化の憲法なのである。

2-2 キャンペーン規制

前号でも紹介したように、国民投票法 61 条第 2 段落では、草案をめぐる自由な議論を厳しく規制している。憲法裁判所は 6 月 29 日にこの規制に合憲判断を下した。この規制に加えて、プラユット首相が暫定憲法 44 条に基づいて何でも命令できるため、憲法草案をめぐる議論は厳しく制限された状態にある。5 名以上の集会は禁止され、政党は集会や会合を禁止されている。軍事政権から睨まれた人物は出頭命令を受け、教導の後、自己規制に応じる念書に署名させられている。2007 年の憲法草案国民投票時には、48 県に戒厳令が布かれていたものの、賛否のキャンペーンや政党の活動は禁止されていなかった。しかも、2016 年には 30 万人を超える有給の説明担当者のほかに、軍人、警察官、内務官僚、軍事教練の学生など、総勢 100 万人を超える人びとが憲法草案国民投票「広報」活動に動員されている。規制の厳しさも広報への傾注ぶりも、今回は前回は大きく上回っている。

3 不正の摘発

3-1 UDD の「国民投票不正監視センター」

UDD (赤シャツ) は国民投票の不正を監視する活動に乗り出そうとした。各地に「国民投票不正監視センター」を設置することにして、2016 年 6 月 5 日 (日) に、バンコクで UDD の拠点となっている商業施設において、開所式を挙行政した。直前に軍人と警察官が駆けつけて中止を要請したものの、UDD は 10 時から記者会見を行い、6 月 20 日には全国各地で監視センターを発足させると宣言した。20 日は国連の代表を招く予定を立てた。

プラユット首相は、翌日 6 月 6 日に、センターが違法だと指摘した。内務大臣も、6 月 7 日に、反対を表明した。選管のソムチャイは 6 月 8 日に、選挙と異なり、国民投票の場合には監視を奨励しない規則になっていると述べた。UDD のチャトゥポーンは 6 月 10 日に、「国民投票で不正を働こうと考えていなければ、UDD の不正監視センターには何の問題もないはずだ」と反論した。民主党党首のアピシットは、6 月 11 日に、不正監視はタイ人の務めなので、監視センターは法律の枠内にとどまっていれば設置可能だと述べた。

6 月 11 日に、NCPO の広報担当将校は設置を認めない理由を次のように説明した。第 1 に、UDD はかつて NCPO と対立しており、政治的な利害関係がある。監視セン

ター設置には、政治的な意図が込められており、混乱を招く可能性がある。第2に、根拠法がない。第3に、当人たちは、以前に NCPO 命令 39/2557 により出頭時に念書に署名をしており、しかも NCPO 命令 3/2558 によって政治活動をしないことになっている。

6月13日には、プラウィット副首相が、UDD が国連代表を招くことを批判し、監視センターを設置したら法的措置を講じると述べた。プラユット首相は、違法なセンターの設置はできないと述べ、また政府が可決のために不正を働くことが何の得になるのかと尋ねた。6月14日に、アヌポン内相は、センターが政治活動を規制する NCPO の命令に違反する可能性があるとして述べた。これら第2歩兵師団出身の軍人閣僚とは別に、法務担当の副首相ウィッサヌは、6月13日に、監視センターは国民投票法には反しないけれども、5名以上の集会を禁止する NCPO の命令に反する可能性があるとして述べた。

6月14日に北部では、ラムパーンの監視センター設置が予定される商店に、軍人と警察官がやってきて、監視センターの看板を撤去した。パヤオでも、軍人がセンターにやってきて閉鎖を命じた。ウッタラディットでは、6月15日に、軍人の副知事が絶対に認めないと宣言した。他方、チェンマイの UDD はセンターの設置を断念すると6月15日に発表した。UDD 幹部のティダーが明かしたところによると、6月17日にはサコンナコーン、ラートブリー、ラヨーンといった多くの県で、UDD の監視センターに軍人がやってきて閉鎖を命じた。同じ6月17日には UDD は国連に国民投票の監視を要請した。

6月18日に、プラユット首相は、NCPO 命令で5名以上の集会は禁止されていると述べた。国連による国民投票監視については、「外国人がやってきたら何が生じるだろうか。UDD は [2010年に] 国を破壊した連中だ。他人を連れてきて破壊を続けようとしている」と激しく批判した。首相はさらに、プアタイ党の政治家に否決を呼びかけるTシャツを着用したり、フェイスブックに草案に反対と書き込んだりしないように警告した。

UDD は6月19日に監視センターの開所式を行おうとした。政府はバンコクでも全国各地でも開所を阻止した。この取締りを正当化するため、首相は、監視センターなどという諸外国に存在しないものを設置しようとするのは UDD の私利私欲のゆえだ、と述べた。プラウィット副首相は、「私がかねてから設置できないと述べてきた。」UDD が今後はフェイスブックで不正を追及していくのはよいが、「事実を反することをすれば逮捕される。」国連に訴えても、「国内問題であり、人権侵害ではない。法律に基づいて対処しているので問題はない」と指摘した。

6月20日に、首相は国連事務総長に電話をして、国民投票について説明をした。首相によれば、30分のうち25分は首相が説明した。6月21日には、選管が35カ国の

外交官と5つの国際機関の代表を招いて、国民投票に関する説明を行った。選管は、61条が、自由権を保障する暫定憲法4条に反するかどうかについては、「61条は国民投票にとって重要ではない。[同条があっても]国民投票は可能である」と説明した。

6月22日になると、6月19日のUDDのセンター開所式に出席した19名に出頭命令が出た。5名以上の集会を禁止するNCPO命令3/2558号違反が理由であった。UDDのチャトゥポーンは、6月19日の会場には警官があふれかえっており、集会を開くことができなかつたので、集会禁止命令違反は濡れ衣であると批判した。それを受ける形で、6月23日に、法務担当副首相ウィッサヌは、軍隊が問題視しているのは5名以上の集会ではなく、UDDによるセンター設置の狙いであると説明した。

他方において、7月4日に内務大臣は、7月1日から全国の県と郡に、秩序維持センターを設置したと発表した。県知事と郡長がセンターの長であった。これはUDDの着想を借用したものであり、キャンペーン・投票・開票における不正への監視よりも、草案への反対や投票への妨害に目を光らせるものであった。

3-2 相次ぐ摘発

6月23日に、サムットプラカーンで草案に反対するビラを配布していたNDM(新民主主義運動)の13名が逮捕された。5名以上の集会を禁止するNCPO命令3/2558号ならびに国民投票法61条違反の容疑であった。うち6名は保釈を請求して認められたものの、残る7名は法を破っていないとして保釈請求を拒否し留置された。彼らを激励し、その釈放を求める要求や運動が全国に拡大した。たとえば7月2日には、ラームカムヘーン大学で、「キャンペーンは違法ではない」というシールを貼った風船100個を飛ばす活動が行われ、指導者2名が逮捕された。ようやく7月5日になって、勾留されていた7名は、別件で逮捕状が出ている1名を除いて、釈放された。

6月24日には、1932年6月24日の立憲革命を記念する活動を首都北部で行っていた農業大学生ら7名が、5名以上の集会を禁止する命令に違反したというので逮捕された。罪が軽微という理由で留置はされなかった。同日には首都中心部の5世王騎馬像前広場でも25名ほどが集まって革命顕彰行事を行い、参加した活動家チャー・ニウが身柄を拘束されたものの、すぐに解放された。

7月5日にはラームカムヘーン大学で、「否決しよう」と記したTシャツを着用していた学生7名が、国民投票法違反で逮捕された。7月10日には、UDDによる監視センター設置に関わり、ラートブリー県バーンポーン警察署への出頭を命令された18名を激励するために警察署を訪問した5名が、車中に草案を批判する文書を持っていたとして逮捕された。NDMの活動家4名の他、1名は取材のために同行していたプラチャータイ(著名なオンライン・ジャーナル)の記者であった。5名は7月11日には保釈を認められるが、7月12日にはバンコクにあるプラチャータイのオフィスが家

宅搜索を受けた。

北部プレー県で草案否決を訴えるTシャツを着用した5名の写真が、7月19日に赤シャツ活動家のフェイスブックに掲載されると、軍人や警察官が7月21日に村を訪れて、5名以上の集会を禁止する命令に違反する可能性があるとの伝え、1時間の講習を5回受講し、以後は政治活動をしないという念書に署名するよう求めた。

7月19日付けの日刊ネーション紙はこうした状況を憂えて、政府が憲法を批判する文書を発見したと発表しても、「どのように批判しているのかに興味を持つものはいなくなった。政府がどう対応するのか、国民投票法に違反しているのか、誰かが投獄されるのか、国際社会がどういう反応を示すのか、みなが関心を抱くのはこんなことばかりになった」と報じた。憲法草案の内容ではなく、批判と摘発に主たる関心が向けられるというのは異常な事態である。

3-3 不審な手紙発見

3-3-1 手紙発見

7月中旬に、北部地方の数県で、30パーツ医療、無償教育、高齢者手当という貧困層が恩恵を強く感じる政策が新憲法ではなくなると説明する手紙が大量に押収された。憲法草案の内容を歪めて説明しており、国民投票法61条違反であった。

7月12日にラムパーンの郵便局で3,000通以上の不審な手紙が見つかった。受取人は住所のみで、氏名の記載がなかった。封筒にはガルーダが印刷されており、官公庁が用いる封筒の様式であった。切手が貼られているにもかかわらず、封筒の口は閉じられていなかった。明らかに不審であり、摘発を期待していた、と複数の新聞が報じた。7月14日にチェンマイ郵便局で発見された4,126通は、内容はラムパーンのものと同じながら、受取人の氏名が記載されていた。投函場所は、軍隊の施設が集中する首都のドゥシット地区であった。

インラック政権で法務大臣を務めた元検事総長チャイカセームは、7月16日に、次のように指摘した。公用封筒が用いられており、北部地方だけに送られているのは不思議である。プアタイ党の仕業であれば、支持が薄い他の地域へ送るはずである。

手紙はラムプーン県でも発見された。選管の発表によれば、総数は1万通を超えていた。プアタイ党やUDDの支持者が多い北部地方では、草案に批判的な住民が多く、この手紙を送りつける意味が乏しい。北部が舞台とされたことには政治的な思惑があるように思われた。

3-3-2 疑惑の目

7月15日付けの日刊マティション紙は、軍隊の仕業ではないかと報じた。(1) 公用封筒を1万枚以上揃えるのは容易ではない、(2) (配達を想定しないかのように) 宛

名がない、(3) (こんな手紙を受け取る必要がない) UDD の幹部が宛先だと軍人が述べている、(4) 大半がドゥシットで投函されておりチェンマイで投函されたものは少ない、といった事情から、記者の間ではそう疑われているというのである。

こうした疑念に晴らそうとするかのように、7月15日に軍人が、ラムパーン県のUDD活動家の店を訪れた。6月にUDDの監視センターを設置しようとした女性の店である。兵士は、手紙のインクと照合すべく、店のコピー機で文書をコピーした。店主には十指と両掌の押捺を求めた。手紙に残る指紋などと照合するためであった。女性は捜査に協力した後、手紙などというのは時代遅れであり、彼女ならITを使うと述べた。なお、軍隊と警察は同じ日に同県の別のUDD活動家のもとにも捜索に訪れていた。

ウィッサヌ副首相は7月16日に、政府職員の仕業である可能性を問われると、「疑ってみる余地がある」と答えた。しかし、同日に、プラウィット副首相は、ガルルダの封筒は誰にでも作れると一蹴した。

3-3-3 強制捜査

7月23日にチェンマイで軍隊と警察が6カ所の捜索を行い、チェンマイでもっとも有力な政治家ブーラヌパコーン一族（県自治体長、市長、元下院議員を輩出）の会社事務所において、7月12日に発見された手紙と関連すると疑われる物件を押収した。逮捕された人物が作成に関わったとされる手紙は、弁護士によると、12日に発見されたものとは異なっていた。一族の女性政治家タッサニー（県自治体長の姪で、市長の実妹、そして2011年にはチェンマイ県1区でプアタイ党から下院議員に当選）は、7月25日に弁護士とともに地元警察を訪ねて、押収物件の中には空の封筒しかないにもかかわらず、嫌疑がかけられる事情を問い合わせた。

軍隊は手紙の作成に関与した容疑で7名に出頭命令を出し、27日には身柄を拘束し、バンコクへ移送した。タッサニーは、被拘束者の中に実妹が含まれていたため、27日に警察長官に面会を求めてバンコクへ向かった。彼女は面会直前に軍人に身柄を拘束されて首都の軍基地へ連行された。逮捕者には、国民投票法61条違反だけでなく、刑法116条（騒乱罪）違反の容疑もかけられていた。渡米していた県自治体首長は予定を繰り上げて7月29日に帰国したところをチェンマイ空港で身柄を拘束され、バンコクの軍基地へ連行された。

チェンマイで強い地盤を持つブーラヌパコーン一族が無益としか思えない手紙の作成に関与するのは奇妙である。騒乱や暴動を煽動したという罪を着せようとする強硬姿勢は不自然である。2点を重ね合わせると、軍隊が疑惑を晴らそうとして強引な工作に乗り出したのではないかという疑念を払拭しがたい。あるいは、国民投票後に断行されるとの噂が絶えないすべての政党の解散を通じた政界再編成を視野に入れた

措置なのかも知れない。いずれにしても、公平な司法手続きにより、真相が解明されることを待ちたい。

3-3-4 チェンマイへの拘り

憲法草案を可決しようとする人びとの中には、タックシン元首相への憎悪を煽り立てることで、タックシンが反対しているから賛成しようと呼びかけることを基本方針の1つにするものがいた。たとえば、7月初旬に、憲法起草委員会のアモーンはチェンマイで「偽憲法」が出回っていると主張した。起草委員長のミーチャイは作成のための資金を提供した黒幕の資本家がいるに違いないと述べた。首相も7月8日に、「どこで作ったのか、誰が作ったのか、どこから資金を得たのか」を調べる必要があると述べた。7月9日に、アモーンは、首相が偽憲法の調査を命じたことを吉報だと歓迎した。だが実際には、7月9日に選管のソムチャイが明言したように、偽憲法ではなく、NDM作成の憲法草案批判の解説書にすぎなかった。バンコク・ポスト紙の7月11日の社説によると、「ミーチャイは、憲法に反対する学生たちには100部以上の冊子を印刷する資金がない、誰かが資金を提供しているに違いないと述べた。翌日にはプラユット首相がこの『誰か』を『黒幕』へと膨らませた。」

民主党内には、意見の対立があり、アピシット党首は憲法草案への態度を投票間際の7月27日まで表明できなかった。彼が反対を表明すると、党内の一部からは反発が生じた。同党には、選挙で勝利することよりもタックシンを叩くことを優先する勢力が存在する。ステープのPDRCに参加した議員はその一部にすぎない。それ以外にも、憲法草案の是非論よりも、UDDとプアタイ党とタックシンへの批判に力点をおく勢力が存在した。ウィラット（法務担当）やワロン（籾米質入れ政策批判の急先鋒）といった幹部である。彼らは「遠方の人物」「邪悪な資本家」といった隠語を用いてタックシン批判を繰り返してきた。

先に紹介した怪手紙を利用した攻撃の本丸はタックシン一族なのかも知れない。タックシンが国民投票を妨害しているという証拠を示せるならば、賛成票をある程度上積みできると思われるからである。

4 可決に向けて

4-1 キャンペーン・ソング

選挙管理委員会は、投票を呼びかけるために歌を作った。全国4地域ごとに方言を用いた歌詞がついている。「南部の人間は民主主義を愛し自由を愛する。国民投票に行き、よき市民となる。」他方、「東北地方のみなさん、誰かの指図を受けてはいけません。知性で考えましょう。」「北部のみなさん、誰かに誘導されてはなりません。しっかりと学習して理解しましょう。」南部への賞賛、東北と北部への蔑視、これは首都と

南部の住民が主体となった PDRC デモ隊の偏見をそのまま歌詞にしたような内容であった。批判が相次いだにもかかわらず、選管委員長のスツパチャイは、6月8日に、歌詞への評価は主観的なものであり、煽動的でも威嚇的でもないとして反論した。選管は、しかし NCPO と政府からの圧力により、歌詞の訂正を余儀なくされ、新しい歌詞を6月14日に発表した。

4-2 ばらまき政策

憲法草案に対しては、国民が享受してきた恩恵や特典が廃止されるという批判が出た。それへの対応もあって、国民投票が近づくと、プラユット政権は「バラマキ政策」に乗り出した。草案への賛否は、軍事政権への賛否と重なり合う部分があるため、政権への評価を高めようとしたのである。1つは、無償教育を憲法草案の中学3年ではなく、高校3年まで延長することを、NCPO 命令 28/2529 で決定した。第2は、高利貸しの規制である。金利の上限を年15%に制限した。零細融資であれば、36%までの金利が容認されるものの、それは登録制とされた。第3は、貧民登録である。今後の福祉政策の対象者を定めるために、年収が10万バーツ以下のものに登録を呼びかけた。2,000万人と想定される。登録期間は、国民投票日を挟んだ2016年7月15日から8月15日であった。

4-3 討論番組

選挙管理委員会は遅まきながら7月18日に、7月25日から8月5日にかけて10の論点について、賛否両陣営から論者を招いて討論する番組をタイ公共放送局 (TPBS) で放送することを決めた。決定の背後には外圧があったのかも知れない。アメリカ、カナダ、そして EU20 カ国の外交団は7月15日に、タイ政府に国民投票をめぐる自由な議論を認めるように要求した。その際に EU は、「国民投票に関する広く開かれた議論要求書」と題する文書をタイ語で発表した。英語ではなく、タイ語で書いたのは、多くのタイ人に閲覧してもらうことを望んだからである。NCPO や外務省は、EU が事実を誤認しており、人権侵害はないと反論した。

番組では毎回トピックを決めて5名のゲストが討論する。選管のソムチャイによると、TPBS が用意した参加候補者名簿から、賛成派からは PDRC のステーブ、反対派からは UDD の幹部で弁士として名高いチャトゥポンとナッタウットの2名、NDM に加わるタムマサート大学生ランシマン・ローム、著名な高校生活動家「ペンギン」の5名が削除された。ソムチャイは憲法起草委員会との合同検討の結果と述べたものの、実際にはすべて選管が削除していた。この企画について、政治活動家のウテーンは7月22日に、有権者の理解を得るには、時期が遅すぎ、討論の時間も足りないの、言論規制への言い訳にすぎないと批判した。起草委員会は、7月24日に、テレビ

討論会には参加しないことを正式に発表した。

4-4 UDD の TV 放送休止命令

国家放送委員会は、7月4日に、UDDの放送局ピースTVの放送を7月10日からの30日間休止させる決定を下した。放送の中で粗野な言葉を使ったというのが理由であった。これは国民投票直前までの期間にあたっており、UDDにとっては痛手になった。委員の1人であり、決定に反対したスピンヤーは、他の放送局の似通った事例と比べて処分が重すぎるという問題点を指摘し、放送委員会が二重基準を用いていると批判されることを懸念した。

5 おわりに

NCPOが2014年5月22日にクーデタを執行したのは、選挙よりも先に改革を実施して国王を元首とする民主主義体制を完璧なものにするためであり、それまでよりもすぐれた民主主義にするためであった。そのための重要な手段が新憲法であった。しかし、2015年のポーウォーンサク草案にしても、2016年のミーチャイ草案にしても、民主主義の改善に向かっているとは言えない。そんな起草作業に多くの時間と多額の予算を費消してきた。NCPOはこの無駄に責任を取ろうとはしていない。首相は否決されても辞任せず、新しい憲法を起草すると公言している。しかも、草案を批判するものたちの摘発には尽力して、それを成果であるかのように誇っている。本来ならば自慢すべき成果は、よりよい憲法であった。それに加えて、選挙後の民選政権に委ねるべき大規模な公共事業については、監査のない権威主義体制のもとで実施を急いでいる。思想家のスラポット・タウィーサクは、このようにNCPOの姿勢を厳しく批判した。

民主党副党首のニピットは7月25日に「草案が可決されると予想する。反対者は違法とされて罪に問われることを恐れて意見を表明できない。他方、支持者は法律違反をまったく懸念することなく存分に意見を表明できる」と述べ、賛成派が憲法草案の長所としてラインやフェイスブックなどで発信している6点を紹介した。政治家は草案が可決されると次のような打撃を被るので可決に反対しているにすぎないと説明して、代議制民主主義を嫌う人びとに草案への賛成を促すメッセージである。「1. 政治犯罪には時効がなくなる。2. 政治家が汚職、不正、公金着服をすれば、死刑や終身刑という重罰を科される。執行猶予や保釈は認められない。3. 異常蓄財、資金洗浄、公共資産や予算を着服して自身や仲間のものにすれば、政治家は15年から30年の懲役刑に処され、不正に取得した資産を没収される。4. 国政運営で失敗して、国に損害を与えたり、巨額の負債を負わせたりすれば、15年から30年の懲役刑に処される。5. 摘発されて裁判所や独立機関で捜査や訴訟が続いている期間中は、出国を

絶対に禁止される。6. 政治家が「公共交通機関などで」VIPとして格別な処遇を受けたり、航空機のファーストクラスを無料で利用したりすることを禁止する。」

ニピットによると、これら6項目は憲法草案には規定されていないけれども、「政治家叩きに世間を賛成させるために、政治家を誹謗中傷し毛嫌いさせようとしている。タイでは人びとが読まず、他人の意見を聞いて妄想をめぐらせるため、事実を反することを簡単に信じてしまう。」

この6点については、プアタイ党の幹部ワッタナーも自身のフェイスブックで7月28日に紹介して批判している。さらに、日刊タイ・ラット紙のコラムニスト（「サーイ・ロー・ファー」）も7月28日掲載のコラムで、7月中旬に北部地方で発見された憲法草案批判の手紙の作成容疑者として摘発されたブーラヌパコーン一族と関連させて、この6点と同趣旨の内容を紹介した。この評論が憲法草案の内容をねじ曲げて紹介しており、国民投票法61条違反だとして、タイ弁護士協会（保守的な「弁護士会」とは一線を画す第2弁護士会のような団体）の会長は、7月30日に警察に告発した。選管がどのような対応を示すのか注視したい。

